コンプライアンス経営宣言

東京都水道局の公営企業管理者として、「東京都コンプライアンス基本方針」に従い、以下の６つの原則を基本とする「コンプライアンス」を最重要視した事業運営を行い、都民から信頼される企業の実現に努めることを、ここに宣言します。

1　法令遵守と組織風土づくり

○　「東京都コンプライアンス基本方針」に従い、法令遵守はもとより、社会的要請にも迅速に対応することができる組織風土づくりに努めます。

○　コンプライアンス重視の組織をつくるためには、職員間、部門間のコミュニケーションが重要であるとの認識に基づき、現場の意見を方針決定に反映させる仕組みを構築するなど、風通しの良い職場づくりに努めます。

2　都民目線の事業運営

○　コンプライアンスは全ての業務の土台であり、都民が期待する局の使命を果たしているか、都民に対して誠実な対応となっているか、社会規範に適合しているかどうか、常に考え、行動します。

○　コンプライアンス重視の事業運営のためには、外部の視点が重要であるとの認識に基づき、外部有識者の意見を事業運営に反映させるなど、外部の知見の積極的活用に努めます。

3　不正行為の排除

○　独占禁止法、入札談合等関与行為防止法を遵守し、入札談合、入札談合等関与行為などの不当な取引制限に関わる行為は一切行いません。これらの不正行為を排除するためにあらゆる手段を尽くします。

○　業者からの不当な働きかけが確認された場合には、警告書の送付、指名停止を含む制裁、関係取締機関への通報など、断固たる措置を取ります。

4　内部通報制度の適正な運用

○　法令違反行為又はそのおそれが認められた場合には、職員はその事実を局に報告（通報）する責任があります。コンプライアンス経営の達成のためには、内部通報制度の適正な運用が不可欠であるとの認識に基づき、通報者の保護を徹底します。

5　コンプライアンス違反への厳正・迅速な対応

○　重大なコンプライアンス違反事例に適切に対応するために、事故発生時の情報の連絡体制、調査体制、損害拡大防止のための措置、迅速な情報公開など、信頼回復のための体制を整備します。

○　こうした違反事例が発生した場合には、厳正に対処するとともに、根本的原因の解明、実効性の高い再発防止策を策定し、迅速に実行に移します。

6　コンプライアンス違反を発生させない体制の構築

○　コンプライアンス違反について常に高い危機意識を持ち、コンプライアンスリスクの適切な評価を行い、それに対する対応が可能な体制の整備・運用に努めます。

○　コンプライアンス重視の組織運営に当たっては、外部有識者による継続的なモニタリングを受けることによって、適正な事業運営を行います。

令和８年７月

東京都水道局長

安部　典子